

平成28年4月定例教育委員会会議録

1. 日 時 平成28年4月6日(水)午後2時
2. 場 所 泉佐野市役所4階 庁議室
3. 出席委員 教育長 奥 真弥
教育長職務代理者 北浦 秀樹
委 員 南 一早枝
委 員 畑谷 扶美
委 員 山下 潤一郎
委 員 中村 スザンナ
委 員 赤坂 敏明
4. 説明のために出席した職員の職、氏名
教育部長 上野 正一
スポーツ推進担当理事(兼)スポーツ推進課長 谷口 洋子
教育総務課長 檜葉 浩司
教育総務課教職員担当参事 茶谷 由孝
教育総務課施設担当参事 福島 敏
教育総務課文化財担当参事 鈴木 陽一
教育総務課学校給食担当参事(兼)学校給食センター所長 藪 剛司
学校教育課長 辻 和彦
学校指導担当参事 明渡 賢二
学校教育課人権教育担当参事 和田 哲弥
生涯学習課長 山隅 唯文
青少年課長 唐池 明彦
教育総務課長代理 北庄司 俊明
(庶務係) 教育総務課主幹兼係長 森 昌俊
5. 本日の署名委員 委 員 畑谷 扶美

議事日程

- 報告第 8号 教職員の人事異動について
報告第 9号 事務局職員の人事異動について
報告第10号 泉佐野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
報告第11号 泉佐野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
報告第12号 泉佐野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について
(教育総務課)
報告第13号 泉佐野市就学援助費支給要綱の一部改正について
報告第14号 泉佐野市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正について (学校教育課)
報告第15号 泉佐野市立図書館の指定管理者制度導入に伴う新規事業の実施について
(生涯学習課)
報告第16号 教育委員会後援申請について
報告第17号 教育委員会後援実施報告について (教育総務課)
- 議案第12号 学校徴収金等取扱基準及び学校徴収金未納対策マニュアルについて (教育総務課)
議案第13号 泉佐野市教育委員会平成28年度重点施策について (学校教育課)
議案第14号 スポーツ推進委員の委嘱について (スポーツ推進課)

(午後16時00分開会)

奥教育長

ただ今から平成28年4月の定例教育委員会議を開催します。
最初に私からご挨拶を申し上げます。4月1日より教育長に就任させて頂きました奥でございます。
様々な面において皆さんのお力を頂きまして頑張る所存でございます。どうかよろしく願いいたします。
なお、本日は委員全員が出席をされていますので、会議が成立しています。
本日の会議録署名委員は、畑谷委員にお願いします。
本日の傍聴はありません。
本日の審議に入ります前に、3月定例教育委員会議の会議録についてご確認をお願いいたします。
委員の皆様で何かお気づきの点がありましたら、お願いします。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

奥教育長

無いようですので、会議録は承認されました。畑谷委員は後ほど署名をお願いします。

奥教育長

それでは、本日の審議に入りたいと思います。
報告第8号「教職員の人事異動について」を議題とします。

新任の管理職の異動紹介

各自挨拶

奥教育長

続いて、報告第9号「事務局職員の人事異動について」を議題とします。上野部長から報告をお願いします。

上野教育部長

教育委員会事務局職員の人事異動については、報告資料第9号の一覧表のとおりです。

異動対象者を紹介

(異動対象者 挨拶)

(転出者代表 挨拶)

(転入者代表 挨拶)

奥教育長

続いて、報告第10号「泉佐野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

樫葉教育総務課長

議案第10号「泉佐野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。報告資料10をご覧ください。

今回の規則改正は、主に生涯学習センター、佐野公民館、長南公民館、および中央図書館の指定管理者制度への移行によるものです。新旧対照表をご覧ください。

まず、第2条の事務局の内部組織において、変更前は「生涯学習課」に「図書係」がいましたが、変更後は同課の「生涯学習係」に統合されます。次に、第3条の教育部の事務分掌において、第3項「生涯学習課の事務分掌」の第2号「図書係の事務分掌」のアからカの項目すべてを削除し、変更後の第1号「(1) 生涯学習係」の「キ 生涯学習センター並びに佐野公民館の管理及び運営についてのこと。」の後に、「ク 図書館の管理及び運営についてのこと。」を追加します。また、これに伴い、変更前の「ク 課の庶務及び他の係の所管に属しないこと。」の条項がずれ、変更後は「ケ 課の庶務及び他の係の所管に属しないこと。」となります。

次に、第5条、第2項において、変更前は「課の課長又は館長を置く。」とありましたが、指定管理移行後は、指定管理者が生涯学習センター及び図書館の館長を務めることとなりますので、変更後は「又は館長」を削除いたします。続いて第5条、第3項におきまして、変更前は「課の課長代理を置く。」とありましたが、変更後は「課長代理」の後に「又は館長」を追加し、「課の課長代理又は館長を置く。」に変更いたします。これは、青少年センターの館長をさすもので、従来から課長代理級の職員が館長を務めておりましたが、規定漏れが判明したため、今回加えさせていただくものです。また、同様の理由で、次の第6条、第1項において、変更前が「部長並びに課長及び館長」とありますのを「部長及び課長」に、同条第2項において、変更前が「課長代理」とありますのを「課長代理及び館長」に変更いたします。なお、附則といたしまして、この規則は、平成28年4月1日から施行するものです。説明は以上です。

奥教育長

ただ今の報告について委員の皆様でご意見ご質問等がございましたらお願いします。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

無いようでございますので、以上で報告第10号を終わります。

次に報告第11号「泉佐野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

茶谷教育総務課教職員担当参事

それでは、報告第11号「泉佐野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明します。資料11をご覧ください。

本市の小中学校に勤務する府費負担の教職員の早出・遅出勤務に係る手続きについて、小中学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正をお願いします。これは、府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正に伴い、4月1日より施行する旨、3月22日に大阪府教育委員会事務局より通知があり、本市でも同様の規則改正が必要になったためです。新旧対照表をご覧ください。

「育児又は介護を行う職員についての特例」第4条の2の2で改正前は「小学校」とあるところ、改正後はそれに「義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を文言追加することとなりました。いわゆる学童保育等保育施設への送迎等に係り、学校教育法の一部改正により、小中一貫教育を実施することを目的に義務教育学校が制度化されたことに伴い、義務教育学校の前期課程が追記されたものです。なお、「特別支援学校の小学部」の子のある職員が当該の子を学童保育等保育施設へ送迎する場合も、早出遅出勤務でこれまでも対象でしたが、今回の「義務教育学校の前期課程」を文言追加することにより、「特別支援学校の小学部」の子のある職員が対象ではないかのように誤認させるおそれがあることから、「特別支援学校の小学部」も文言追加するように、とする総務省の考え方が示されたため文言追加をしております。教職員の育児と仕事の両立支援を図ることを目的として、大阪府にあわせて4月1日施行で改正を行いましたこと、報告申し上げます。

奥教育長

ただ今の報告について委員の皆様でご意見ご質問等がございましたらお願いします。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

無いようですので、以上で報告第11号を終わります。

次に、報告第12号「泉佐野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について」を議題とします。報告をお願いします。

桎葉教育総務課長

報告第12号 「泉佐野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について」ご説明いたします。報告資料12をご覧ください。

今回の規程の改正は、生涯学習センターおよび中央図書館の指定管理制度への移行によるものです。恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。第2条第2号において、変更前は「課長及び館長」とありますのを、変更後は「及び館長」を削り、「課長」に変更いたします。これは、先ほどもご説明いたしましたが、指定管理移行後は、指定管理者が生涯学習センター及び図書館の館長を務めることとなるため、削除するものでございます。なお、附則といたしまして、この規則は、平成28年4月1日から施行するものです。説明は以上です。

奥教育長

ただ今の報告について委員の皆様でご意見ご質問等がございましたらお願いします。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

無いようですので、以上で報告第12号を終わります。
続いて報告第13号「泉佐野市就学援助費支給要綱の一部改正について」を議題とします。
報告をお願いします。

辻学校教育課長

資料13をご覧ください。今回の改正理由ですが、まず対象者の認定基準の見直しを行った事、次に校外活動費についての回数を変更した事により要綱の改正を行うものです。第3条の対象者の欄の「(2)のア」について、従前は生活保護基準の1.0倍以下であるものが対象となっておりましたが、生活保護基準の1.2倍以下のものと、少し緩和をしました。次に第4条の(2)の校外活動費につきまして、従前は年度を通じて宿泊を伴わない1回限りとしていたものを、年度を通して1回限りとするものは、宿泊を伴うもののみのため、ただし書きを追加しました。なお、この要綱につきましては平成28年4月1日から施行しております。説明は以上です。

奥教育長

只今の報告でご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

山下委員

対象者の認定基準を、生活保護基準の1.0から1.2にすることに伴う増加額はいくらか？

辻学校教育課長

現在は対象者が約15%となっておりますが、今回の改正によってこれが何%になるかで変わってきます。本日の段階では不明な点もあるので、また改めてご報告させていただきます。

山下委員

対象者が15%程度なら許せる範囲かと思うが、30%くらいになれば平等という観点から如何か。また学校ごとの偏差もあろうし、そのあたりはどう考えているのか？

辻学校教育課長

今回の改正理由のひとつとして、近隣市町村における対象者が約20%となっていることから、これに近づけようということがありました。この改正によって、15%より多くなりますが、それがどのあたりになるのか、まだ判明しておりませんので、改めて報告させていただきます。

明渡学校指導担当参事

申請の締切りが5月31日となっております。現在学校の方で周知している所です。

中村委員

今回の基準の変更が、内容も含めて各家庭に周知されているのか？

明渡学校指導担当参事

各家庭に配布している資料には、基準値が変更になったことは記載されておらず、生活保護基準以下の方のみが適用されるという書き方になっているため、結果的には市が対象者を増やしたいという意図を持っていることは伝わらないかたちになっています。しかし担任が見ていて生活しんどそうだというご家庭については、こういうものがありますので申請してくださいという事をお声掛けをさせていただいています。

奥教育長

実態は担任の教師がよく分かっていますので声掛けはさせていただいています。

上野教育部長

生活基準額が3年ほど前に引き下げられました。その時に生活保護基準額を1.0のままでいくと、それまで就学援助を受けていた世帯の中から受けられない世帯が出てくるために、議会でも1.0という基準を1.1なり1.2に引き下げられないかという要望もありました。そういうこともあって今回1.2ということにしています。市の財政が厳しくなる前は1.1とか1.2の時もあったと思います。

山下委員

対象者が20%以上の小学校が3校あると思うんですが、その20%以上の方は生活保護基準の生活をしているのか？

辻学校教育課長

この支給の対象になっていけば、そのようになってきます。

上野教育部長

生活保護基準以下の方が20%程度おられて、就学援助を受けられておられるということです。

中村委員

規準を満たした世帯全部が申請しているわけではないのか？

明渡学校指導担当参事

私も現場にいる時に申請して下さいとお願いをしていましたが、家庭の意思で申請して頂けない家庭もありました。原則的には家庭の意思で申請して頂くものなので。

上野教育部長

所得が生活保護基準額以下の所得であっても、他の要因で生活保護を受給できない世帯もありますので、そういった世帯は生活保護を受けられないけども、就学援助は受けていただけるという事です。

奥教育長

それでは、経緯とか生活保護との関連とか、また割合とか調べていただいて、次回までに資料を提出して頂きたい。よろしいですか？お願いします。

奥教育長

続きまして報告第14号「泉佐野市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正について」を議題とします。報告をお願いします。

辻学校教育課長

放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正についてのご説明をさせていただきます。資料14の新旧対照表をご覧ください。

今回の改正は、第2条にありますように、実施機関を泉佐野市から泉佐野市教育委員会に変更となった点と、第3条にありますように、新たに大木小学校の学童保育を実施するためのものとなっ

ております。また第3条の(2)におきまして、盲学校等につきましては、法律改正により特別支援学校と文言の変更をしていることと、同じく(2)のところで大木小学校を追加しています。次に第6条の開設時間につきまして、土曜授業の実施に伴い、土曜授業実施日についての規定を加え、(2)のところ土曜日の授業実施日を除くと規定しています。7条・8条・9条につきましては、実施機関が泉佐野市から教育委員会に変更されたことに伴う改正となっております。なお8条の伝染病を感染症に変更しているのは、法律の文言の変更によるものです。

以上の改正につきましては平成28年4月1日より施行されています。5ページの別表では、大木小学校を追加しています。説明は以上です。よろしく申し上げます。

奥教育長

ただ今報告がございましたが、ご意見ご質問等がございましたら申し上げます。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

無いようですので、以上で報告第14号を終わります。

続きまして報告第15号「泉佐野市立図書館の指定管理者制度導入に伴う新規事業の実施について」を議題とします。報告をお願いします。

山隅生涯学習課長

資料の15をご覧ください。今年度から図書館が指定管理者による運営に移行しました。それに伴い、新規事業として、まず図書整理日を2日短縮し、また従前休館としていた祝日のうち、特定の祝日を閉館することにより閉館日の増加を行います。次に1回の貸出点数を従前の8点から10点に増加します。これらの実施につきましては、規則改正が必要ですが、今年度におきましては試行実施という位置づけで、年度当初より実施しています。また、図書館正面玄関の風除室内に、カップ式自販機を導入したカフェコーナーを設置し、来館者の憩いの場を提供しています。また利用者が自ら操作して書籍をクリーニングできるセルフ式書籍消毒器を設置して、係の者が使い方を説明させて頂きながらご使用いただいております。これまでの事業につきましても、今年度当初から実施しています。

次に、年代別の読書振興奨励として、乳幼児を対象とした「すくすくタイムの実施」、年少期への働きかけとして手造りの読書通帳の作成、学校の協力による「図書館を使った調べる学習コンクール」への参加促進、近隣の高等学校と連携して「高校生のおすすめ本」コーナーの設置、ヤングアダルト向けに別途図書館だよりの発行、勤労者世代を対象としたビジネスセミナーの開催等の実施を検討しています。続いて館内閲覧用の雑誌にスポンサーを募り、年間購読料をスポンサーと書店が直接やり取りして、その雑誌の透明カバーに企業名等を示す「雑誌スポンサー制度」の導入も検討していきます。また、平成26年度に300万円の寄付金を財源としてDVD352点を購入しました。これらの有効活用をはかる観点から、カウンターまえの場所の雑誌コーナーの場所にDVDの視聴ができる機器の導入を6月くらいに予定しています。最後に来館者の多い土日に試行実施として、来館者の読書活動を妨げないような音楽を選ぶために、アンケート調査などを行いながら、館内BGMの導入を検討しています。説明は以上です。

奥教育長

ただ今の報告について委員の皆様でご意見ご質問等がございましたら申し上げます。

中村委員

視聴覚ブースの設置場所は？また台数は？

山陽生涯学習課長

現在カウンターまえに図書の検索機と雑誌が置いてある場所があるのですが、その場所を整理して計画しています。台数は未定です。

奥教育長

他に何かありませんか。

無いようですので、以上で報告第15号を終わります。

次に報告第16号「教育委員会後援申請について」を議題とします。

事務局からの報告をお願いします。

榎葉教育総務課長

教育長専決により教育委員会の後援名義使用を承認した事業について、報告資料第16号に基づいて説明。

新規4件、継続5件の事業内容について一括で報告

奥教育長

事務局から報告がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

奥教育長

無いようですので、以上で報告第16号を終わります。

次に、報告第17号「教育委員会後援実施報告について」を議題とします。

事務局からの報告をお願いします。

榎葉教育総務課長

報告第17号については、教育委員会で後援承認したものであり、実施報告ということで、報告資料第17号をもって説明にかえさせていただきます。

奥教育長

只今、事務局から報告がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようですので、以上で報告第17号を終わります。

続いて議案第12号「学校徴収金等取扱基準及び学校徴収金未納対策マニュアルについて」を議題といたします。報告をお願いします。

榎葉教育総務課長

議案第12号「学校徴収金取扱基準及び学校徴収金未納対策マニュアルについて」ご説明いたします。議案資料12をご覧ください。

本件につきましては、3月の定例会で教育長よりご説明させていただきましたが、2月の校園長会におきまして、「学校徴収金取扱基準及び学校徴収金未納対策マニュアル」の案を示しましたところ、もう少し検討してほしい、弁護士に質問したい等の意見があり、3月9日に臨時校園長会を開催し、弁護士に同席してもらい、再度意見交換をいたしました。今回お示しします案は、そのときに出された意見を踏まえ、一部実態に即し、規定を緩和するなど修正を加えたものとなっております。

それでは、資料に基づき、先ず、「学校徴収金取扱基準」より説明させていただきます。

「1 趣旨」でございますが、本基準は、学校徴収金の事務処理の適正・透明化を図ることを目的としております。次に、「2 定義」では、学校で扱う徴収金を学校徴収金と団体徴収金に分けて定義しております。このうち、本基準では、学校徴収金の取扱いについて詳細を定め、後程記載しておりますが、団体徴収金はその団体の規約や会則等により処理することとしております。

「3 基本原則」では、「(1)事務処理の適正・透明化、(2)文書主義の確立、(3)保護者負担の軽減の3項目を基本原則としております」。「4 保護者意見の反映」「5 学校徴収金会計事務における職員の役割」につきましては、記載のとおりでございます。

次に「6 会計処理の原則」では、特に「(3)通帳による管理通帳」において、学校徴収金は原則として、通帳により現金の出納を行うこと。また、口座名義はこれまで担任等の氏名を使っている場合が多かったのですが、校長名とし、届出印も校長印等を使用することとしております。

「7 収入」では、収入の際の「8 支出」では支出の際の事務処理の手順を記載しております。

「9 収支の精算」では、「(1)不参加者等への精算、(2)転出生への精算、(3)年度末の精算、(4)決算報告について、これまでも行われてきたことですが、明文化いたしました。「10 チェック体制の整備」におきましては、複数の職員によるチェック体制の確立や学期に一回以上は通帳と出納簿の照合をおこなうなど、適正な会計処理に向けた体制づくりに努めることとしております。

「11 会計文書の作成、保存」では、これまで定められていなかった文書等の保存期間を会計年度終了後5年間といたしました。「12 団体徴収金の取扱い」以降につきましては、記載のとおりで、時間の都合上、説明は省略させていただきます。

続いて、「学校徴収金未納対策マニュアル」について、ご説明いたします。

「1 趣旨」ですが、児童・生徒の学校生活や学習を保障する学校徴収金が長期間にわたり未納となっている保護者が存在し、その対応が課題となっている現状があり、そのためにマニュアルを作成したとあります。「2 未納対策における基本的な考え方」では、早期に対応することや、保護者との関係づくりや問題把握などに努めること、職員間での連携協力することなど基本的な考え方を記載しています。「3 未納対策の業務フロー」では、電話連絡、学校長名での督促状、家庭訪問など、段階別に、未納者に対する対応方法を記載しています。また、未納が長期に渡る場合は教育長名で催告書を送付することとしております。「4 その他」では (1)教育扶助費の代理納付と、(2)交渉経過の記録について記載しております。

マニュアルの説明は以上でございますが、このマニュアルの内容では、これまでの対応とあまり変わらず、督促等を行うだけで強制力がないため、なかなか未納解消に繋がらないのではないかとということが予想されます。校園長会におきましても、これでは不十分であるとの意見が多数ございました。

給食費も含め学校徴収金は、税などの強制徴収公債権でなく、私法上の原因（契約等）に基づいて発生する私債権であるため、強制徴収するためには裁判所の債務名義（強制執行の根拠となる書面）が必要となり、その取得のためには、支払督促や少額訴訟などの法的措置を行わなければなりません。また給食費は学校給食会が、教材費や積立金は学校が、公会計でなく私会計で管理しており、未納者に対して市長名義での法的措置が取れず、訴訟の費用についても公費で負担できない状況です。よって、現状のままでは法的措置は現実的でなく、マニュアルにも記載いたしませんでした。未納対策については、今後も引き続き、研究・検討を行い、本マニュアルにつきましても、良い方策がありましたら、改正を行っていきたいと考えております。説明は以上です。

教育長

ただ今説明がありましたけども、委員の皆さんで先程のマニュアル取扱い基準等につきまして何かご意見ご質問ございましたらお願いします。

中村委員

以前校園長会で、未納金がある場合に校長先生が立て替えることがあると聞いた。このマニュアルでは、同様のことを防げないのでは？

榎葉教育総務課長

未納問題は、主に額の大きな修学旅行や卒業アルバムと、給食費の問題があります。修学旅行の費用は積み立てをしますが、積み立てをしてくれない保護者がいます。旅行に行くという時になって、このままでは旅行に行けないと伝えると、払う意志を示す場合もあるのですが、例えば分割にして

くれと、10%くらい払いう。これを払う意志があるとみて旅行に連れて行くと、後の支払いが滞って、結局卒業してしまえば、現実的には回収は困難です。しかし旅行には行っているのです、一人当たり何万円という未納金が発生して、それを校長が立替えるということが発生しています。

問題は大きく二つあります。ひとつは旅行会社と生徒の間に学校が入っていることです。これが旅行会社と生徒一人一人との契約関係であれば、旅行会社は積み立てをしない（債権の回収ができていない）家庭の子供を連れて行きません。ところが学校として旅行会社と契約していると、すでに終了した旅行に対して学校が債務を持つために、結局校長などが払うしかなくなります。

もう一つは、これらの債務は私債権扱いとなるため、税などの公債権と違い、差し押さえなどの強制的な措置をとることが難しい上、個人財産などの調査権もありません。従って今回のマニュアルでは、根本的な解決策を示せているわけではありませんので、校長先生などからも厳しいご意見をいただいています

また給食費は、給食会という任意団体が取り扱っています。この未納については2年間の時効があり、欠損が発生しています。しかし給食の場合は、「食育」という観点もあって「食べさせない」というわけにもいかない側面もあります。

山下委員

修学旅行については、期日を決めてその段階で全額納付済でない児童生徒は連れて行かないなどの措置がとれないか？また、教育委員会として、修学旅行や卒業アルバムについては、こういう未納があれば、その児童生徒には、修学旅行に連れて行かない、アルバムは渡さないなどの文言を盛り込んだガイドラインのようなものを作ることはできないのか？

檜葉教育総務課長

そういったご意見もあって、今回長期の未納者に対しては教育長名で催告書を送付するという事を盛り込みました。

明渡学校指導担当参事

担任の教師が生徒に「旅行に連れて行かない」と言うと、生徒との関係が悪くなるので、校長が学校として「連れていきません」と宣言をするところまでは、現時点で実施しています。さらに教育委員会として宣言するところまではまだ踏み込めていない状況です。

山下委員

先程言ったように、教育委員会として、市内の小中学校すべてを対象としたガイドライン的なものを作成できないか？

檜葉教育総務課長

それを保護者がどうとらえるか。例えば給食費は給食会という任意の組織がお金を集めています。実態は学校が直接集金して、それを給食センターの所長なりが管理しています。これは望ましくなくいため、公費化してる市町村もあります。この場合は保護者が直接市に振り込むなり引き落とすなりするのですが、その場合徴収率が低下しています。学校（先生）から催告してもらうのと、直接市に払うのとでは保護者の考え方に開きがあり、普段顔をあわせている先生からお願いしてもらうのが効果ある方策と評価することもできます。

中村委員

給食費を払ってない保護者は、修学旅行の積立も払ってない確率が多いのでは？

檜葉教育総務課長

ほぼそうですね。

中村委員

5、6年生の宿泊学習とかが始まる前までには、4年生の段階で分かりますよね、どの世帯が払いそうにないかって。それらの世帯に重点的に、5年生に進級する前に修学旅行や卒業アルバムの積立がありますよ、と説明しては？

また、極端な話かもしれないが、修学旅行にしても給食にしても、希望者だけという事にはできないか？

檜葉教育総務課長

給食については、アレルギーをもつ児童生徒については弁当持参という選択肢はありますが、食べるだけじゃなく、食育という教育の一環という側面もあり、希望者のみというのも難しいです。

中村委員

未納者については、外国みたいに進級させない、というくらいの勢いでないと不平等なのでは？

檜葉教育総務課長

校長先生からお聞きした話では、保護者の都合で子供を行かせない家庭もあり、その場合に理由として体調不良などと言われるそうです。

また、経済的になかなか支払いが難しいという方には、就学援助制度や生活保護というものもありますし、支払えるのに支払わない家庭は、学校へ支払う費用の優先順位が低いということかと思えます。

山下委員

給食は教育上大切だと思う。ガイドラインには「給食は除く」としてください。

奥教育長

これは昔から重大な問題でした。今回校園長会などの意見を聞きながら、市としての一応の基準を作ったということです。これを基に今までご意見いただいた事を踏まえながら、さらにベターなものにしていきたいと考えております。この事についてはまた色々ご意見いただきたいんですが、こういうガイドラインを示していくということでご了解頂けるでしょうか？よろしいですか？

ありがとうございます。

では議案通り承認させていただきます。

続きまして「議案第13号泉佐野市教育委員会平成28年度重点施策について」を議題といたします。説明をお願いします。

明渡学校指導担当参事

議案第13号「平成28年度泉佐野市教育委員会重点施策について」、ご説明させていただきます。

「重点施策」及び「新旧対照表」をご覧ください。「新旧対照表」には、変更箇所をすべて記載していますが、文言や表記上の変更につきましての説明は、省略させていただきたいと思えます。

まず目次です。今回、国際交流の推進についての項目を追加しましたので、「XⅢ. 国際交流の推進について」を追加しています。続いて、1ページの「重点目標」2ページ「基本姿勢」につきましては、今年度も引き続き、継続してまいりますので、変更はありません。

4ページをご覧ください。これまでありました、(14)府費負担教職員の・給与・旅費報告及び帳票受領事務についてはパソコンでの入力を活用し、円滑に処理をする。という文言を、事務処理とし

て当然の内容ですので、重点施策からは削除いたしました。

Ⅱ. 学校教育環境の整備充実についてですが、これは全面的に変更していますので、読み上げます。学校施設整備については、最重要課題でありました施設の耐震化をすすめ、平成26年度末には耐震化率100%を達成し、併せて、一定の外部改修を行いました。校舎内の整備が遅れており、今後は、トイレの洋式化、エレベーターの設置などを年次的に行うとともに、老朽化した机・イスの更新を順次行い、安全で快適な教育施設の整備・充実に努めます。また、市営プールの老朽化による建替えや、佐野中学校敷地内へのプール新設を計画的に進めます。と変更しました。

続いて、適正な教育課程の編成及び有効な学習指導についての部分です。今年度から大阪府が作った「公立小学校英語学習六カ年プログラム」を活用した英語教育を全ての小学校1年生から6年生までで実施することを追加しました。

続いてコンピューターのほうですが、すべての教員がICT活用指導力を向上させ、授業でICTを積極的に活用できるよう校内研修の充実を図るとともに、ICT環境の整備を推進する。と一部変更しました。

体験授業のところでは、児童・生徒が障害者や高齢者との出会いや体験学習を通じて、自分と向き合い、他者に共感することや社会の一員であることを実感し、福祉の意味や役割についての理解を深めることができるよう、教育活動全体での福祉教育の推進に努める。としました。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に関するものですが、国・府の動きで「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」というものが、平成25年5月に閣議決定され、また「第2次大阪府子ども読書活動推進計画」が、平成23年3月に出されていますので、変更しています。

道徳教育ですが、学校全体で取り組むことを明記するために、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築し、という文言を加え、さらに「心のノート」を「私たちの道徳」に変更しました。泉佐野市道徳教育振興条例が施行されていますので、加えました。読み上げます。学校、家庭及び地域が連携し、道徳教育の振興に資することを目的とした事業を展開する。道徳教育の振興にあたっては、必要な事項について道徳教育振興会議において審議し、市に提言を行う。

人権教育の推進ですが、「課題別担当者を明確に位置づけ」としていましたが、「人権及び人権問題に関する正しい理解を深め」と子どもの視点からの文言に変更しています。

男女平等教育ですが、近年性同一性障害等の子どもたちが入学してくるということもあり、付け加えました。読みます。また、性同一性障害等の児童・生徒については、個々の状況に応じ、教職員が児童・生徒の心情に十分に配慮した対応に努める。

環境については「環境保全」との文言を入れました。読みます。身近な暮らしから環境について考え、自然保護や破壊、開発など環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいく。

障害のある幼児・児童・生徒の教育の充実については、障害者差別解消法の施行を踏まえ、障害者差別解消法の施行にともない、合理的配慮の提供の観点から支援体制や環境の整備・充実により一層図るとともに、教育課程及び指導方法の改善・充実に努める。としました。また各学校に支援コーディネーターを配置しましたので、そのことを入れました。読みます。発達障害等支援を必要とする児童・生徒が通常の学級に在籍する中、授業のユニバーサルデザイン化に取り組むなど支援教育コーディネーターを活用し、全校的に支援体制を進めていく。

健康教育の充実と体力づくりの推進についてのところでは、後半に「本人が自らの健康を保持増進できる資質や能力の育成を図る」という文言を入れました。さらに保護者との連携を図るために、「学校保健会や保健所、保護者・主治医・学校医等と連携を深め」との文言を加えました。

幼児教育の充実については、「障害のある子もない子も」という表現であったものを「障害の有無にかかわらず」という文言に変更しました。

総合的な教育力についてのところでは、地域との連携について書いていましたが、保護者との連携についての表現も必要であり、「泉佐野市PTA連絡協議会と連携し、児童生徒の健全育成のため、家庭教育の向上と社会環境の改善に資するよう努める。」を加えました。

目次のところでも申し上げましたが、学校教育として国際交流について取り組んでいるため、この項目を追加しました。XIII. 国際交流の推進について、「国際化が進展する中に合（「あ」に修正）って、自国の歴史や文化・伝統に誇りを持ち、諸外国の異なる文化や習慣等について理解を深め、互いに違いを認め合い、共に生きていく力や自分の意思を表現できる基礎的な能力の（「を」に修正）育成するため、海外派遣や文化交流を推進します。」(1) 児童・生徒をモンゴル国トブソク県へ派遣し、遊牧民の生活を学び、日本の文化や遊びを紹介するなど、友好の絆を深める。(2) 青少年をオーストラリア連邦クィーンズランド州サンシャインコーストへ派遣し、英語研修や文化体験を

実施するとともに、ホームステイや学校・高齢者施設訪問など現地の人々との交流を通して国際感覚を磨くことにより、国際化を推進する人材の育成に努める。(3) 児童・生徒をオーストラリア連邦クィーンズランド州サンシャインコーストへ派遣し、現地でホームステイや学校訪問などを行い、外国の言語や文化に触れ、現地での生活体験、人々との交流を通じて国際理解を深め、英語に対する学習意欲を高める。(4) 生涯にわたりスポーツに親しむ人々が増える中、マラソン大会出場を中心に据えて市民レベルでの国際交流を行う。

図書館の活動については、指定管理者制度の導入の関係で、文言を修正しました。「質の高いサービスを提供するために、指定管理者制度の利点を活用し、他館の取り組みや情報を積極的に収集する。」

歴史館の活動については、これも指定管理者制度への移行に伴い、従前では「旧新川家住宅」と「市史編さん事業」が歴史館の所に入っていたのですが、これを文化財保護と活用の推進についてのところに移動しています。内容に変更はありません。

歴史館については、「(1)歴史館いずみさのは、平成28年度より指定管理者制度へと移行するが、引き続き、中世荘園を展示・研究する特色ある歴史館とし、泉佐野を全国にアピールするとともに、特別展・企画展により他の時代の歴史・文化に関する展示を行うとともに、講演・講座などの多様な取組みをすすめて、郷土への理解を深める。」を追加します。説明は以上です。

奥教育長

非常に多岐に渡っての説明を頂きました。制度変更や組織の改編に伴ったり、現状にあわないものを整理したりとか、要因も様々です。

ただ今報告がございましたが、ご意見ご質問等がございましたらお願いします。

山下委員

「男女平等教育」のところで、「子どもの発達段階に応じて、性に関する科学的な知識を身につけ、生命尊重、男女平等の精神に基づいた行動がとれるよう指導に努める」という文言が、「また、性同一性障害等の児童・生徒については、個々の状況に応じ、教職員が児童・生徒の心情に十分に配慮した対応に努める。」に変更となっているが、旧文の「生命尊重、男女平等の精神」という部分はとても大切な文章だと思うので、削除する必要はないと思います。これを活かした形で文章を整えられないか？

明渡学校指導担当参事

おっしゃるとおりだと思います。ご指摘の文章を残す形で文章を整えます。

山下委員

実際に性同一性障害等の児童・生徒は在学しているのか？

明渡学校指導担当参事

6年程前に市内の中学校に性同一性障害の生徒が在学し、中学校で対応した事例があります。調査によれば、学級に1～2人はいることとなりますが、そのことをカミングアウトするのは非常に勇気のいることで、把握はしにくいです。しかし教師がそういうケースがかなりの確率であるという事を常に意識していなければいけないという事を認識するためにも、この文言を加えました。

山下委員

国際交流ですが、海外派遣の対象者として、小学生はしんどいのではないかと？少なくとも中学生以上が適切では？

明渡学校指導担当参事

おっしゃるとおりだと思います。小学生では保護者がいなければ緊張してしまう子もいます。しかし将来的には可能性として残すために、児童・生徒という書き方をしています。

奥教育長

いろいろご議論を頂きましたが、議案第13号については原案通り議決されました。

続きまして議案第14号「スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とします。報告をお願いします

す。

谷口スポーツ推進担当理事

議案第14号をご覧ください。スポーツ推進法及び泉佐野市スポーツ推進委員に関する規則第1条によって規定のあるスポーツ推進委員について、任期が2年のため、今年度は委嘱の更新の年になりますので、ご審議をお願い致します。従前は23名の方々にお願い致しておりましたが、2名が辞退し、新規に1名が加わり、合計22名となっています。4月1日の委嘱ですので、本来であれば3月の教育委員会でご審議頂くべきでしたが、委員との調整に時間がかかり、本日の報告となったこととお詫びします。また、定員の26人まで4名ほどの空きがありますが、委員のお知り合いで適任の方がいらっしゃれば、年度途中での委嘱も可能ですので、ご紹介ください。説明は以上です。

奥教育長

ただ今説明がございましたが、ご意見ご質問等がございましたらお願いします。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

無いようですので、議案第14号「スポーツ推進委員の委嘱について」は原案通り承認されました。続きまして、その他でなにかありますか。

上野教育部長

市議会の厚生文教委員会から、2年にわたって小学校の外国語教育の調査をしてきて、その締めくくりとして教育委員との意見交換会をもちたいとの申し出がありました。特に教育行政に関心の高い方が多いので、実りあるものになるかと思えます。

山下委員

以前に同様の会合を持った時には、他の委員会の議員さんも多数参加しましたね。

奥教育長

それでは、事務局の方で日程調整を進めてください。

それでは、本日の教育委員会を終了します。委員の皆様お疲れ様でした。

上記のとおり、本市教育委員会の会議の顛末に相違ないことを記すため、ここに署名する。

平成28年5月6日

教育長

委員

